

(目的)

第1条 この要綱は、市長が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保健法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（これらの規定に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であったもの（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う文書の提出等及びそれに基づく措置として、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の対象)

第2条 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求における指導の対象となる者は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）とする。

(指導方針)

第3条 指導は、サービス事業者等に対し、次に掲げる基準（以下「基準等」という。）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 高知市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第19号）
- (2) 高知市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第9号）
- (3) 高知市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第21号）
- (4) 高知市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第22号）
- (5) 高知市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第43号）
- (6) 高知市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第23号）
- (7) 高知市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第20号）
- (8) 高知市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第24号）
- (9) 高知市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第25号）

- (10) 高知市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第10号）
- (11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）  
（指導の形態）

第4条 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

- 2 集団指導は、サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。
- 3 実地指導は、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行うものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める形態で行うものとする。
  - (1) 一般指導 市が単独で行う。
  - (2) 合同指導 厚生労働省又は高知県若しくは他の市町村と合同で行う。

（指導対象の選定）

第5条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施するものとする。

（集団指導の選定基準及び実施方法）

第6条 集団指導の選定は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行うものとする。

- 2 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、当該サービス事業者等に対し、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知するものとする。
  - (1) 集団指導の日時及び場所
  - (2) 出席者
  - (3) 指導内容等

- 3 集団指導は介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導に欠席したサービス事業者等に対しては、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

（実地指導の選定基準及び実施方法）

第7条 一般指導による実地指導の選定は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき行うほか、特に必要と認めるサービス事業者等を対象に行うものとする。

- 2 合同指導による実地指導の選定は、一般指導による実地指導の対象としたサービス事業者等の中から行うものとする。
- 3 市長は、実地指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書によりあらかじめ通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したならば当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められるときは、指導開始時に通知するものとする。
  - (1) 実地指導の根拠規定及び目的
  - (2) 実地指導の日時及び場所

- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

4 実地指導は、実地指導の対象となるサービス事業者等又はこれに代わる者の出席を求めるものとし、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求め、関係書類等に基づき面談方式で行うものとする。

5 市長は、実地指導の結果を文書により当該サービス事業者等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第8条 市長は、実地指導の結果、当該指導した事項について改善が不十分であるが、再度指導を行うことにより改善が見込まれるときは、当該サービス事業者等に対して、再度実地指導を行うものとする。

2 市長は、実地指導の結果、高知市介護保険施設等監査要綱（平成18年9月11日制定。以下「監査要綱」という。）第3条に規定する内容に該当すると認めるときは、速やかに監査要綱に基づく監査（以下「監査」という。）を実施するものとする。

3 市長は、実地指導の実施中、次に掲げる状況を確認した場合は、当該指導を中止し、直ちに監査を実施するものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合

(2) 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(介護報酬請求指導)

第9条 市長は、指導の結果、事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関する不適切な事実を認めたときは、当該サービス事業者等に対し、当該事実に係る自主点検又は当該不適切な事実に係る介護報酬の過誤調整を指示し、その結果を報告させるものとする。

2 前項の自主点検は、当該不適切な事実に係るすべての介護報酬に関する書類を対象に行うものとし、別に期間を定める場合を除き、指導月前1年間について行うものとする。

(指導拒否への措置)

第10条 市長は、実地指導の対象となるサービス事業者等が正当な理由なく指導を拒否したときは、監査を実施するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サービス事業者等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の高知市介護保険施設等指導要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条の規定は、平成21年5月1日から適用する。（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市介護保険施設等指導要綱の規定に基づき地域密着型事業者等に対して実施した一般指導は、改正後の要綱の規定に基づき実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1号及び第3号から第8号までの規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市介護保険施設等指導要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日前に行われた予防給付に係る介護予防サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）の内容及び当該予防給付に係る費用の請求に関する指導については、なお従前の例による。